

# いじめ防止基本計画

田村市立大越小学校

## 1 目 的

○全職員の組織的な取り組みを確立し、「いじめ」の発生を未然に防ぎ、また早期解決を図ることにより、学校が一人ひとりの児童にとっての「心の居場所」としての役割を果たし、豊かな人間関係を作ることを目的とする。

## 2 方 針

- (1) 「いじめ」に対する処置方法だけでなく、発生を防ぎ、豊かな人間関係づくりに重点を置く。
- (2) 学級のみの問題にとらえず、共通理解のもと全職員で解決に当たろうとする意志と体制を作る。
- (3) 早期発見・早期処置を可能とする方法や組織作りを推進する。
- (4) 問題の予防や解決に当たっては、学校・保護者・地域（PTA等）の協力関係を構築し、十分な意思の疎通、共通理解のもとに同一歩調で問題に対応できるようにする。

## 3 基本的な考え方

「いじめ」とは、子どもの間において、一人あるいは少数の子どもに対して、様々な方法をもって肉体的、精神的に虐待行為を行うことである。その子どもの生命や人権を踏みにじる、絶対に許すことのできないものである。

その今日的な「いじめ」の特徴としては、以下のことが考えられる。

- (1) あらゆる子どもが「いじめ」の対象となるおそれがある。
- (2) 一人の子どもを複数の子どもがいじめる。
- (3) 「いじめ」の方法・手段が執拗かつ陰湿化している。
- (4) 「観衆」と「傍観者」が存在する。
  - ・「観衆」とは、「いじめ」行為を面白がって見たり、はやし立てる子どものこと。
  - ・「傍観者」とは、「いじめ」行為や「観衆」の様子を見て見ぬふりをしている子どものこと。
- (5) 「いじめ」は現代社会のひずみを反映している。

## 4 実践計画

### (1) 年間計画

月	○学校全体 ●指導部の取り組み	学級での取り組み
4～9月	○家庭環境調査 ○授業参観 ○毎月初め「こまりごと調べ」 ○「いじめ」調査6月初旬 ●児童の教育相談（6月中旬） ●指導を要する児童の調査 ●生徒指導協議会	・新担任との情報交換 ・諸調査による児童の実態把握 ・保護者との情報交換および協力関係作り ・豊かな人間関係作りを目指した諸活動 ・養護教諭，スクールカウンセラーとの連携
10～3月	○授業参観 ○「いじめ」調査11月初旬 ●児童の教育相談（11月中旬） ○「いじめ」調査3月初旬 ○授業参観 ●生徒指導協議会	・「いじめ」に関する共通理解 ・保護者との情報交換および協力関係作り ・豊かな人間関係作りを目指した諸活動 ・養護教諭，スクールカウンセラーとの連携

(2) 未然防止のための取り組み

- ① 全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。・・・環境の整備
- ② 規律正しい態度で授業に参加できるようにする。・・・学級のルール確立
- ③ わかる授業づくりを進める。・・・ストレスの除去
- ④ 行事への主体的な参加・活躍できる場を設ける。・・・自己有用感の育成
- ⑤ 教師の不適切・差別的な言動について注意する。・・・研修

(3) 早期発見のための取り組み

- ① 児童のささいな変化に気づく。
  - ・気になる行為のメモ
  - ・日記等の活用
  - ・保健室の様子
  - ・家庭からの情報
  - ・地域からの情報
- ② 気づいた情報を共有化する。
  - ・ささいな情報の職員間での共有化
  - ・管理職・生徒指導主事への報告
- ③ 速やかに対応をする。
  - ・見逃さない目
  - ・相談を受けたことへすばやい対応

(4) いじめを発見したときの対処

- ① いじめ防止対策委員会での対策検討
- ② 被害児童・保護者への支援
- ③ 加害児童・保護者への助言
- ④ いじめを見ていた児童への指導

5 いじめ防止対策委員会

(1) 働き

- ① 学級担任
  - 本人についての情報の整理
    - ・ 性格（検査・調査など）・能力（知能・学力など）
    - ・ 生育歴・家庭環境・交友関係・その他
  - 指導援助の記録の累積
- ② 生徒指導委員会
  - 指導・援助の方針の決定
    - ・ 本人への働きかけ・家庭との連携
    - ・ 教職員の共通理解・関係機関との連携
- ③ 養護教諭
  - 本人についての情報の把握
    - ・ 健康面・精神面
  - 健康面・精神面からの指導援助
- ④ スクールカウンセラー
  - 本人についての情報の把握
  - 精神面からの指導援助

(2) 組織

